

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

－今号の目次－

- ◆ 事務連絡「公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の全国展開について」が発出される(こども家庭庁等)…………… 1

◆ 事務連絡「公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の全国展開について」が発出される(こども家庭庁等)

令和8年4月1日、事務連絡「公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の全国展開について」が発出されました。

保育所における食事提供は原則として自園調理が基本ですが、満3歳以上児については、構造改革特別区域法に基づく特例措置により、これまでも全国の公私立問わず、給食の外部搬入が可能となっています。

一方、3歳未満児については、現状は特区の公立保育所等においてのみ外部搬入が認められていますが、これを令和9年4月より全国展開することについて、令和8年2月6日の構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第64回）において方針決定され、令和8年3月31日に閣議決定されました。

事務連絡では、今回の方針検討にあたり、こども家庭庁が調査した一部の施設において、「離乳食の提供、食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への個別の対応、食育への対応について、課題が生じている」ことも明らかになったことから、当該特例措置の認定を受けた地方公共団体に対し、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における外部搬入の実施に当たっての要件等を改めて確認し遵守することを記載しています。

（詳細については、PDFをご覧ください。）

全国保育協議会および全国保育士会では、かねてより 3 歳未満児における給食の外部搬入の全国展開に対し、反対の姿勢を示してまいりました。

食は子どもの生命維持・発育に欠かせないものであり、心身の成長を支える基盤です。特に 0・1・2 歳児の食事においては、その日の体調や生活状況に応じ、「その時」に合わせたきめ細やかな対応が不可欠です。

しかし、外部搬入では一人ひとりの発達過程に応じた食事提供が困難になる懸念があります。加えて、こども家庭庁の調査結果でも明らかな通り、アレルギーや障害のある子どもの食の安全管理は命に係る重大な事項です。

公立会員を有する本会としては、わが国の未来を担う子どもの健やかな成長と発達を保障するため、全国展開にあたっては厳格な要件を定めるよう、国に対して引き続き要望するべく、現在調整しています。